

14 政令別表第1(16)項、(16の2)項（複合用途防火対象物、地下街）

省令第1条の3第1項（表）

令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物については、令第1条の2第4項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれの防火対象物とみなして前項の規定を適用した場合における収容人員を合算して算定する方法とする。